

令和3年第8回(12月)川南町議会定例会会議録

令和3年12月8日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年12月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 河野 浩一 君 (1) 新中学校の建設について
(2) 農業の実態把握と支援策
- 2 河野 禎明 君 (1) MBRの2号炉建設について
(2) 町内の悪臭問題について
- 3 内藤 逸子 君 (1) 税金滞納処分の強化で、留守宅への差押えはやめられないか。
(2) 川南町バイオマス産業都市構想案について
(3) 子どもの医療費減免できないか。
(4) 住宅リフォーム事業について
(5) ブタクサ対策について

日程第2 議案第63号 川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについて

日程第3 議案第64号 川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を定めるについて

日程第4 議案第65号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第66号 川南町企業立地促進条例の一部改正について

日程第6 議案第67号 川南町国民健康保険条例の一部改正について

日程第7 議案第68号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第9号)

日程第8 議案第69号 令和3年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、7日に引き続き、順次発言を許します。

まず、河野浩一君に発言を許します。

○議員（河野 浩一君） 改めましておはようございます。通告書に従って質問を行います。

まず最初に、中学校建設の問題であります。

町は、トロントロンドームの近くの中央に建設するのが、アンケートを取った結果、一番多かったとして、そこに造るように進めているようであります。今までに話があったかと思いますが、唐中・国中案の中で、この中学校にはできなかった理由をいま一度説明をしていただきたいと思います。

後は質問席で行いますので、どうかよろしく申し上げます。

○町長（日高 昭彦君） 中学校についての御質問でございます。

御承知のとおり、新しい中学校というのは、子供たちの未来にとって、そしてこの川南町にとっても非常に重要で大切な問題であると認識しておりますし、私が出席している会議、またはイベント等で本当にこう圧倒的な数の多くの方々が、できるだけ早くしてくれないかという声を上げられているようでございます。

詳細については、先ほどの質問については教育長のほうに答弁をさせます。

○教育長（坂本 幹夫君） 河野浩一議員のドーム近くに造る根拠につきましては、第一に、教育委員会としての考え方、次にその根拠の順にお答えします。よろしく申し上げます。

教育委員会としましては、地域住民の参画による学校を核とした人づくり、地域づくり、まちづくりを実施することにより、地域の将来を担う子供たちの育成をし、学校を中心とした地域力の強化や町の活性化を図る必要があると思っております。そのため、地域を題材とした地域創造学などのテーマで授業を行い、様々な分野で御活躍されている地域住民の皆様との連携を通じて、地域への愛着と地域の担い手となる教育を推進していくことが大切であると考えています。

そこで、町の中心部に中学校を位置づけることで、様々な住民の皆様や関係団体との交流がより密接となり、子供たちの自由な発想に基づくまちづくりを提案するなど、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を共有できる環境が整うものと考えます。

また、文化ホールや図書館などの教育環境も整っており、総合的に見て子供たちの教育環

境には中心部が適していると考えました。

教育委員会の考えを保護者や町民の方々に問うため、町内6,037世帯の中から、幼保小中の保護者の方々、抽出した町民の方々、合わせて1,925世帯からアンケート調査の結果を基に検討に入りました。

アンケートの回収数は、1,355世帯中、862世帯に当たる63.6%の保護者や町民の方々が、サンA川南文化ホール・町立図書館東側周辺を希望しており、この調査結果を尊重すべきであると考えました。

次に、学識経験者、学校関係者、社会教育関係団体等で構成する学校規模適正化審議会に候補地と新中学校の基本方針について諮問し、答申の結果、全会一致でサンA川南文化ホール・町立図書館東側周辺が妥当であるという結論に至ったことから、答申書の提言を重く受け止めるべきであると考えました。さらに住民説明会のアンケート結果を見ても、中心部を望む意見が多数でありました。

以上のことを踏まえ、学校設置の権限を持つ教育委員会で、11月9日に臨時教育委員会を開催し、新中学校の設置場所について、これからの新中学校が果たすべく役割を慎重に審議した結果、全会一致でサンA川南文化ホール・町立図書館東側周辺で可決されました。

以上が、ドーム近くに造る根拠となります。

○議員（河野 浩一君） ドームの近くに造る理由は分かります。しかし、私が聞いているのは、唐中と国中にできなかった、そのことを考えてしたのか。そして何ですかね、今の返答では私はちょっと納得できませんけど、なぜ唐中と国中のことは考えなかったのかをもう一回聞きたいですけど。

○教育長（坂本 幹夫君） もちろん唐瀬原中学校と国光原中学校のことは考えてはいます。そして新しい候補地ということで、先ほど御説明申し上げました社会総がかりで子供たちを育成すると、そういう趣旨の下から中心部ということが出てきたわけです。

それで、唐瀬原中学校にした場合のメリット、あるいはデメリット、唐瀬原中学校で今の校舎を改築しながら行う。ただ老朽化が進んでいるという点。これは国光原中学校も同じであります。

それから、通学方法、距離等についても一方が遠くなるとそういったこともありますが、やはりこれからの子供たちをつくるのは、社会総がかりで子供たちをつくっていく、そして地域も同じように活性化していくという視点が一番大切であるということから、町の中心部が中学生にとっては一番よい環境になるということで進めており、それを検証するためにアンケートを取ったり、適正化審議会に諮問したり、住民説明会で意見を聞いて多数の方の賛同を得られましたので、それを根拠として町の中心部につくりたいとそういうふう考えたわけでございます。

以上です。

○議員（河野 浩一君） 前に説明があったときに、唐中は30年後には改造しなければな

らないということを聞きました。だからそのときに工事費が大分かかるということの説明もありました。そして新しく新校舎にするには、中学校統合検討比較表ですか、これには、最初は36億4,700万円と経費がかかるように書いてあったんですけど、そのとき、この用紙をもらったときに説明があって、43億9,000万ぐらいに訂正してくれという説明がありました。

そして、私が一番思うのは、唐中は30年後には改築せにゃいかんということを知ったんですけど、30年間はまだ使えるということだと思えますよ。だから何も今すぐに新しい校舎を造るじゃなくて、30年間十分に使って、それからその後に新しい学校を造ることを検討すべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

まず唐中なんですけど、メインの校舎である管理棟と教室が昭和46年と昭和48年に建てられています。もう既に40年以上経過しておりますので、毎月といいますか、結構修繕等の依頼が学校のほうからあっている状況でありまして、改修も修繕も度々行っているところがあります。

改修・改造工事の基本的な考え方なんですけど、築20年たった場合に大規模改修工事を行うということにしております。また、築40年をたった場合には長寿命化改修工事ということで改修を行うことになっておりまして、この時期にもう唐瀬原中学校が40年以上たっている校舎は、メイン校舎が2か所ありますので、この時期に早々に改修工事を行う必要があるというふうに考えておりますので、近い将来、多額の改修・改築工事の費用がかかるというふうに考えているというところでございます。

以上です。

○議員（河野 浩一君） それでは、もう今すぐにでも改修をせにゃいかんということでしょうかね。前の説明のときには、30年後には改修せにゃいかんという説明を受けたと私は思っているんですけど、私の聞き間違いだったのでしょうかね。

○教育課長（山本 博君） 再度の河野議員の御質問にお答えいたします。

今すぐ大きな改修工事をしなければならないというわけではなくて、築40年たった後に長寿命化改修工事ということで、40年たった場合には、その後10年以内に改修工事を行うということで、その時期にこの2棟の改修となるとかなり唐瀬原中学校でも——この2棟というのが、管理棟というのが1,715平米、今の玄関から入ったところですね。があります。教室が1,245平米ありますので、この施設を改修となると、試算はしていませんが相当な額がかかるんじゃないかなというふうに考えているところでもあります。すぐ改修をしなくちゃならないということではございません。

以上です。

○町長（日高 昭彦君） 答弁の途中でございますが、まず大事なことは、何のために中学校を造る議論になったかということ、やはりそれは建物も一つの要因です。あと何年もつとか。その前に子供の数、川南町の現状、差し迫った状況があるということは御理解をい

ただきたいと思うし、その点はまた教育長から話が出るとは思いますが、ソフト面とハード面の両方からこの件はお話をさせていただければ幸いです。

○教育長（坂本 幹夫君） 私が考えるには、本当に建物も大事ですけども、子供の数が減少していております。昨日の御質問にもありましたが、できるだけ町内に子供たちをとどめたい。令和8年開校時が12学級で、国の適正規模が12学級から18学級ですので、もうそれにぎりぎりということで、そのためにするわけではありません。一番の狙いは、学校を核とした地域力を強化すると。そして将来を担う子供たちの育成を通じて、地域コミュニティを活性化することが一番の狙いであります。

私は、テーマをつなぐとしています。学校が地域・町の人々をつなぎ、地域・町の絆をつなぎ、そして地域・町の未来をつなぐ。大きいことを言うことかもしれませんが、今、軽トラ市でも両中学校が一生懸命頑張ってくれていますし、そういう中心部に置くということは、いろんな人の交流がより密接になり、そして一緒に勉強もしたりとか、そういう環境が整いやすいので、子供の教育環境が中心部が適していると、そういうことが一番の理由であります。

築80年たったら建物は建て直さなければなりません。そうした場合に、今、50年近くなっていますので、議員の言われる30年後は校舎を建て替えます。その際にプレハブ校舎を建てます。そして既存の校舎を壊します。そして新しい校舎を建ててプレハブ校舎を壊すと。その間にプレハブ校舎で過ごす子供たちも出てくるとは思います。

建物のことも重要であります。予算のかかることでありますので、私もそこはよく承知しておりますけれども、先ほどから何遍も言うように、未来をつなぐ子供たち、担い手となる子供たちを育成するために中心部を活性し、子供たちの成長をみんなで見守るとともに皆さんも一緒に活性化していく。そういうつながりを一番に考えて、町の中心部ということで考えているところでございます。

以上です。

○議員（河野 浩一君） 町の中心部がいいと言われますけど、唐中とドームの近くの違いは1キロぐらいだと思います。そこで中央が活性化ができるということは、1キロぐらいの範囲、違いで、そんなに変わるもんじゃないと思います。私は、1キロぐらいなら自転車なら五、六分で行きますからね。だから何も狭いところに押し込むようなことをせんで、唐中で私はいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 教育長のほうも答弁を用意されているようですが、もう一度言いますが、1キロぐらいがと言いますが、まずその住環境にすることが大事であります。軽トラ市をやっているそこに子供たちがいる、役場がある、学校がある、商工会がある、目の前にあることが最も大事であって、今から10分後に来ますという話ではなくて、当然川南町の全体の土地利用は大事であります。一緒に総合福祉センターもできますので、高齢者がいる、子供たちがいる、そして中学生がいる、そして働く大人がいると、そういう環境を

これからのまちづくりの中心にしていきたいという考えの基での発想であります。

○教育長(坂本 幹夫君) 先ほど1キロぐらいと言われましたけれども、数字が出ておりまして3キロあります。3キロを5分ではちょっと厳しいと思いますし、何よりも先ほど町長も答弁されましたように、中心部で中学生は育てたい。それから小学生については地域の中心拠点として学校を核とした地域づくりを目指したいと、そういう思いでございます。

以上です。

○議員(河野 浩一君) なかなか私は頭が悪いから、町長やら教育長にはようかないません。町長は前の話で、新しい中学校はプールを造ってその上に体育館を建てると言われました。この唐中、国中にもプールと体育館は立派なものがあるんです。だからそんなに、先ほどと似たようなものかもしれませんけど、やっぱりもうちょっとこの両方の施設を利用したらいいっちゃねえかなと思うんですけど。

○町長(日高 昭彦君) 今、プールのお話をされましたけど、プールを造って体育館を造るのではなくて、体育館の中にプールを造るというイメージを想像していただきたいと思います。つまり中学校プール、どのぐらい年間使っているかという、中学生だけではとてもとても使い切れる状態ではございませんので。町の体育館の中にプールを造るというイメージで、そこは室内でございますので、あくまでも計画ですが、我が町はトライアスロンの指定も受けております。そして、これから健康長寿に向かって高齢者の方々にもいろんな形で運動もしていただきたいと思っておりますので、総合的な判断の中で、町の中心部にプールがあるということを私としては構想をしております。

申し訳ありません。つい質問に答えそびれましたが、各学校の施設、それは使えるものはしっかりと有効に活用するというのは当然でありますので、それは検討することです。

○議員(河野 浩一君) 各学校の施設をしっかりと利用するという事は、あと何かを使うという魂胆があるんですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問でございますが……。

○議長(中村 昭人君) 発言許可をお願いします。

○町長(日高 昭彦君) 申し訳ありません。気持ちが焦ってしまいましたが、基本的に使えるものはしっかりと有効に使うというのは当然の考えでございますので、跡地利用については残念ながら今、決定したものはございません。ただし、今後そういうことになれば、しっかりとこれを検討すべきことだと考えております。

○議員(河野 浩一君) 校区別の座談会が町内5か所でありました。私は山本小学校の体育館での開催に出席したんですけど、町長は、そのときに既に新中学校はドームの周辺に造るように発言をされました。

その中で、ある人が、アンケートも取っていないのに中央に決めてかかるのはちょっとおかしいんじゃないかという質問も出ました。しかし町長は、それでも中央一本筋というか、もう決まったような話をされました。あまりにも、そのときから既に町長は中央に造るとい

うことを強く言い過ぎて、ちょっとワンマン過ぎるんでないかなと私は思ったんですけど。

○町長（日高 昭彦君） 事前の地区座談会のことだと思いますが、私も政治家でありますから、当然未来を想定して発言をしておりますし、3期目に出るときに、私はもう既に中学校をここに持ってくるという公約で選挙には出ております。ただ、決定もしておりませんので、そういうふう聞こえたのであれば、それは訂正をいたしますが、構想を述べるのは当然私の務めだと思っております。

○議員（河野 浩一君） 中学校の話はもうこれで終わります。なかなかようかないません。

次に行きます。農林水産省は、11月14日の新聞で、2022年に49歳以下の新規就農者に対して1,000万円を支援するという発表がされました。このことについてちょっと詳しく説明をしていただきたい。

○産業推進課長（河野 賢二君） 河野議員の御質問にお答えしたいと思います。

先日の報道で、新聞報道等でありました新規就農者への1,000万円の助成ということで、その内容を知りたいということの御質問ですが、私もそういう報道等でしか知識はありませんが、日本政策金融公庫が最大1,000万円を無利子で融資するというので、使い道に関しては、就農してから3年以内に機械や施設を買うための資金とするということになっております。

その償還スケジュールは、10年均等となっておりますが、その返済資金を国と地方が肩代わりするということが制度の柱のようです。

以上でございます。

○議員（河野 浩一君） ちょっともう一回お願いします。3年以内に返還。

○産業推進課長（河野 賢二君） もう一度ということだったんですが、就農してから3年以内に機械や施設を買うための資金。

以上でございます。

○議員（河野 浩一君） 個人的な話になりますが、私は冬場にはレタスを栽培しております。レタスだけに限らず冬場の野菜は、ここ3年連続、野菜の安値が続いております。キャベツ、白菜、ブロッコリーやなんかですね。これは天気がよくて台風の被害もなく順調に作物が育ったということで、いわゆる豊作貧乏という状況だと思います。この状況をどう思われますか。

○町長（日高 昭彦君） 農家で議員がいろいろ御苦労されている、地域に根差した活動をしていただいていることには感謝を申し上げたいと思います。

私も農業をやっておりましたので、どうやって自分の経営を回すかというのは、もう当然経営者であれば考えるべきことであります。ただ、その価格が他人に委ねられるという、委ねるしかないという現状は本当にこうつらいものがありますので、行政としては、やはりいかに安定するのか、いかに将来につながるのかということで、いろんなアイデアを考えたり

していくべきだと考えております。

○議員（河野 浩一君） 先ほどの1,000万円の話ですけど、誰か応募者とか、そういったことを人を募るとか、希望者が出てきたとか、そういう情報はないんですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 河野議員の御質問にお答えしたいと思います。

1,000万の助成についても応募してきた人がいるのかということなんですけど、この制度が、国と地方で負担をするということになっておりますけど、まだその辺の詳細が決まっております。なので、まだ募集もいたしていませんし、応募ということも現在はございません。

以上でございます。

○議員（河野 浩一君） 昨年の話ですけど、私個人の話ですけど、もう安いながらも3分の1ぐらいは出荷しました。残りの3分の1は捨ててしまいました。いわゆる圃場廃棄ですね。それで近くの人にも大分聞いたんですけど、去年はもう大体半分以上の人は、捨ててもう全くの収入が減って、やっていけないということがもう大半の人の意見であります。

今年も12月になって冬野菜の出荷が始まりました。やはり例年どおりで物すごく安いです。1箱300円ぐらいです。箱代は120円から140円ぐらいかかります。こんな野菜はもう本当に人件費も何も出ません。本当にこれは困ったものだと思っております。何かこの困った農家に対して、何か対策はないものかと思うんですけど、どうでしょう。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

価格が安いということは大変なことなんですけど、現在、農業共済組合のほうで推進をしております収入保険というものがございます。それについては、対象者が青色申告を行っている農業者ということで、自然災害だけでなく価格下落にもサポートができるということで、品目も大きく限定はされていないということで利用しやすいのじゃないかなと考えております。

それとほかに、来年度ちょうど事業の見直しの時期となっておりますので、産業推進課としても、現在営農されている農業者の皆さんが、営農を続けていくための施策を考えていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議員（河野 浩一君） 町長、朝は役場の皆さんへ挨拶をして回っておられるようであります。土地改良、保健センター、商工会などに毎朝回って、皆さんは喜んでおられていいことだと思います。

このことをもうちょっと農家の人たちにも声をかけて、現状を把握してもらいたいと思います。私の言うことが本当かどうか確かめていただきたいと思います。これは、町長だけでなく役場の職員の人たちも、住民のためだと思っていろいろ話を聞いていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） まさに議員が言うとおりでありまして、我々は何のために仕事

をしているか、誰のために仕事をしているかということでございますので、川南町民が少しでも安心して暮らせる町になれるように日々努力をするのが務めでありまして、そのためにやっぱり寄り添って話を聞いて、できるできないの前にやはり現状を聞くというのは一番大切なことだと思っております。議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議員(河野 浩一君) この豊作貧乏というのは、誰がいいとか悪いとかいう問題ではないと思います。とにかく自然の環境が条件がよすぎて、立派にでき過ぎたためだと思います。そして、この現象はいつまで続くかも分かりません。本当に困っております。

近頃、農業では食っていけないと言って、鶏を捕まえに行ったり、都農の樽工場に行ったりとか、何人か農業を辞めてほかの仕事に行く人も聞いております。こういった現象を農協など関係団体と話を聞きながら、国とか県とかに相談してどんげかして対策を練っていただきたいと思っております。

○町長(日高 昭彦君) それも本当に議員のおっしゃるとおりで、ただ大事な点は、豊作貧乏という自然現象だから駄目なんじゃなくて、そういう仕組みがないから駄目なんであって、そのために収入保険であるとか、そのために行政としてできることは何かというのを常に問うべきであろうと思います。

言われるように、農協とか関係団体、国、県、関係者と、やっぱりそういう仕組みを構築するために、しっかりと知恵を出して職員とともに頑張っていきたいと思っております。

○議員(河野 浩一君) なかなか私の困ったことを最後に聞いていただきましたけど、本当に農家は困っておりますので、どうかよろしく対応していただきたいと思っております。

これで質問を終わります。

○議長(中村 昭人君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時40分休憩

.....
午前9時50分再開

○議長(中村 昭人君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員(河野 禎明君) ここに立つときに町長と議長の顔を見たら、川南町の町長と議長は若いな。なかなかよその町に比較してもこれは若いぞ。川南町は何か将来性のある、未来のある町になりそうだなと思ひまして提言を申し上げたいと思ひます。

今日は、質問通告に従い2項目、最初は鶏ふん発電所、MBRの2号炉の建設について、2項目めは、町内の悪臭問題について、これを詳しくお伺いしたいと思ひます。

詳しいことは質問席にてお伺いします。

最初に町長にお伺いしたいんですが、MBR、鶏ふん発電所の2号炉の建設は計画されていますが、町長は御存じですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、その前にお褒めをいただいたことをお礼を申し上げたいと思います。しっかり頑張ってもらいたいと思います。

MBRの2号機について建設したいという意向があることは聞いております。電力買取価格、FITに向けての準備をしていることだろうというふうには考えておりますが、それ以外については把握しておりません。

○議員(河野 禎明君) この鶏ふん発電所ちゅうのが、もう10年ちょっと前に1号機が建設されたんですね。このときは、町はどうも反対していたらしいんです。だけど、県かなんかの指導で建設という経過になったみたいなんですね。

それで、もちろん地元の同意を必要として、その同意書みたいなのが交わされたと思うんですけど、その中には、この鶏ふんの発電所は最新型で臭いも出ませんよとね、そういう説明をしたんだそうです。それは当然ですよ。臭いが出るっちゃったら地元は、ええ、賛成しません。

そこで同意をしたと思うんですけど、工場が発電所が始まったら、どこから臭いが出とるのか、大変な臭いが発生したわけです、これは。これはもう造ってしもうたから、もうしょうがないから、登り口、まあ周りの周辺、もうこの海風・山風で、もう通ったら臭いが洗濯物も出されんとかいろいろ起きちよつとですよ。

それで、この1号機がもうこれはできてしまっちょるから、もうこれはどうしようもならんじゃけど、問題は2号炉の建設なんですよ。1号炉の建設の横に建てるというけど、こんな1号炉があつて、2号炉があつて、2つ動いたらもう町民はこれはとんでもない、大反対運動が起きます。

これは、もう絶対あつてはならんことで、私もいろいろ考えましたけど、もうとにかくあの1号機ができたおかげで、もう想像以上に川南のイメージは悪化、環境破壊。そしてあの場所ちゅうのが銀座、ほかの人が聞いたらびっくりするけど、川南の銀座の横、小学校がある、保育園がある、そのそばにできたわけですから、こういうやはりどう考えてもこの場所は適切でない。

そこで、この2号炉を、あの2号機を、もう1号機は古くなったから今はもう建設計画が始まっていると思うんですけど、例えば町長、ここをちょっとお伺いしたいんですけど、あそこの消防署の横に広い土地がありますよね、広い土地が消防署の横に。広い土地があります。あそこに2号炉の建設がしたいとかいうようなもし話があつたら、地元はどういう反応を示すと思われませんか。無理ですか、この質問。あそこに2号炉が建設したいという計画が上がったら、地元の反対——地元はどういう反応を示すと思われませんか。

○町長(日高 昭彦君) 異議という話のようでございますが、原則的に高圧線等がございませぬので、あそこにはできないことと思いますが、この件に関しては、環境的な問題である、それから産業推進課としての話もありますし、古くはずっと副町長が担当しておりま

したので、その都度、必要な担当者に答弁をさせます。

○議員（河野 禎明君） これは、どこでも一緒だと思うんです。地元で鶏ふん発電所ができるちゅうたら賛成する人は誰もいません。みんな反対です。登り口の人、まあちょっと言うちゃ悪いけど、だまされたのかなという感じです。

それでも2号炉を建設するなら、私はこれがいい方法になりやせんかと思うちゃけど、2号炉を町外もしくは町内でも、町民の迷惑のかからない場所、そこに建設して、それで1号機は10年以内にはもう古いから廃炉になると思うんですよ。そしてあと元の鶏ふん発電所のない状態、こっちから見ると牧場がきれいに緑が見えて、手前にも何にもないあの元の美しい登り口地区、これに戻す方法があると思うんです。

これには町長、私は、今町長は記録的な建物を建てたりいろいろされていると思うんですよ。だけど、町民の記憶に残る、記憶に残る町長、これは大仕事です。30年、50年たっても、あの日高町長が鶏ふん発電所を、もう俺たちはあれが嫌じゃったつよ、煙がもう毎日出てうっとうしいとよというあの鶏ふん発電所を、2号炉を建設をさせないで、よそに持っていくとしたら記憶に残る大仕事だと思うんですけど、いかがでしょうか。町長。

○町長（日高 昭彦君） なかなか答弁しづらいような質問を頂きましたが、基本的に大仕事をしたい、そういう目的のために我々は働いているわけではございませんが、結果的にはやはり将来を見据えた計画に基づいた公金、予算の執行が大事であります。しかし民間については、それは民間がされますので、当然地元の合意、それから町の計画に沿うかどうかという検討は、非常に大事なことでありと認識しております。

○議員（河野 禎明君） これは中学校関係でもよくアンケートを出されましたから、よく町はアンケートを取るなどと思ってですね。これもアンケートを取ったらいいんじゃないですか。建設反対が60%か70%だったら、あの中学校建設みたいに、いやこれはやらんほうがいいと。町の方針ですよ。

町はやはり町民のため——町長はこの前、町民ファーストと言ったわけですよ。町民のためにもうあそこをね。環境破壊はもうあっているわけだから、もうイメージも悪い。今もあの高速道路のP L A T Z（ぷらっつ）は、もうコロナが明けて県外やら町外から物すごいお客さんが来ちょっとです。それでもう最初に車を降りたときに、ぱっと匂うときがあるんですよ。あそこの発電所だけが原因じゃないとは思いますが。

だから、これは町のやはり基本方針ちゅうか、町民の意見を聴いて、町はこうですよとやうんであれ、民間だからですね、向こうが勝手に造るちゅうたらまたそれは問題かもしれんけど、町はこうですよと方針を伝えることは大事じゃないでしょうかね。町長にお願いします。

○町長（日高 昭彦君） 町民の皆様に役場としての、例えば町長としての方針を伝えるのは非常に大事なことでありと、それはもう意見は一致するところでございます。

あと、そのどのようにするかというのは、やっぱりそれはその時々になるかと思いますが、

今言われる、例えばMBRのことですが、川南には要らんけど、よその町ねという例えばそういう考えというのは、宮崎県として非常にありがたいそれは施設であるのは事実であります。そのおかげで畜産が、養鶏が伸びているのも一つの要因であります。ただ、地元として、じゃあそれがいいのか、悪いのか、受けられるのかという点は、議員が言われるように、本当に総合的な判断は必要になるかと思えます。

また、過去のことを振り返るのであれば、副町長がいつでも答弁を用意しておりますので、またそのときに答弁させます。

○議員（河野 禎明君） やはり地元の人が洗濯物が干せんちゅう人がおってですよ。もうかわいそうなんですよね。もう。それで10年以上それで辛抱してきちよらつですよ。もう地元の方は、もう本当にあそこに2号炉が造られて、永遠に鶏ふん発電所が動くとも考えらる。

そこで、あそこの鶏ふん発電所の近くにちょっと面白いことが起きています。鶏ふん発電所の近くはカラスの大群がいます。これはもう前も申し上げました。何の対策もしてくれませんか。今、銀座の人口よりカラスの巣が多くなっています。カラスが多いですよ。川南は開拓の町ですが、このままではカラスの町になってしまいます。当然でしょう。

○町長（日高 昭彦君） カラスの町をどう思われるかという答えに、よいと思う人は多分いないと思います。

○議員（河野 禎明君） カラスが銀座から東平下辺にたくさんいます。これはやはり町民の意見を聴いてですね。2号炉建設というのは、やはり中学校でもやったように地元だけの同意でも、必要があればやっていいということではないと思うんですよ。やはり町民の同意を必要とすると、町はその基本精神を持っていただけたらと思います。

1項目めを終わりました、2項目めに行きたいと思えます。

ちょっと忘れまして。私は、町外、町外とばかりじゃなくて、町外ちゅうとまたよその町が気分悪くするといかんから、町内でも町民の迷惑のかからない場所を選べばいいと思えます。

2項目めは、悪臭対策ですね。町内の悪臭苦情の状況はどうなっていますか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 河野議員の御質問にお答えをいたします。

悪臭苦情件数につきましては、直近3か年で見ますと、令和元年度が7件、令和2年度が3件、令和3年11月末現在で6件となっております。

悪臭の苦情があった場合、産業推進課の畜産担当とともに現場に行き、原因者の特定を行いまして事情聴取を行っております。

また、必要に応じまして、臭気測定を実施するなどして発生原因を追究し、悪臭を生じさせないように指導を行っておるところでございます。

以上です。

○議員（河野 禎明君） 悪臭の発生場所というか、発生農場とか、その地域とか、それは把握していらっしゃるのでしょうか。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 河野議員の御質問にお答えをいたします。

悪臭の発生地域、農場につきましては、その都度、把握をしております。

発生原因につきましては、コンポスト——コンポストと申しますのが強制的に熱及び空気を加え発酵させる装置でございます。あと堆肥舎。コンポストと堆肥舎が原因というふうに調査をしております。

以上です。

○議員（河野 禎明君） ここ1年でも、通浜は時期によっちゃ毎晩匂うんだそうです。通山は昼に散歩しとっても匂うと。こう鼻をちょっとつまんで歩くっちゃと。また大変ですね。

井出の上、ここも臭いが発生しています。井出の上からふるさと公園のほうにですね。これは海風が問題だった、海のほうからこう風が吹いてきたときに匂うんじゃないかと思いません。

それから、白髭なんです。ここが私ほかわいそうだと思うんですけど、白髭のあそこの神社の上に道路があるんですけど、その上に、ある業者が鶏ふんを嫌というほど埋めたんだそうです。これは違法じゃないかということで県も調べに来たんですけど、上に作物を植えればオーケーということでそれは通ったんですけど、もう10年たっているんですけど、今でも匂うんです。

この同じ町民ですよ。ここの人たちはしょっちゅう臭いに悩まされている。今ここで、ちょっと近くで匂ってたまらんという人は実際はいないんでしょうね。もう近くで臭いがする人は、毎日の生活がたまりませんよ。

それから、当然もう鶏ふん発電所の近くですね、これは。これはもう風によっちゃ掛迫のほうも来るし、霧島部落、山本のほうも来ます。当然ですね。これは来ます。

だからここは町長に、どこか1か所でもいいから何か臭いを解消するために、やっぱり何か1か所、いろいろ専門家も交えて1か所、その臭いをもうできたら半分ぐらいにできるように、1か所やれば、またその方法が2か所、3か所とできるわけだから、最初は1か所、どこか取り組んでほしいんですが、どうでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 議員が言われるように、やはりこう我が町にとって臭いの問題というのは、本当にこう切実な問題であるのは認識しております。そういう取組が本当にこうしっかりできるように、もう我々も考えてくるところでありますが、もし担当から何かあれば答弁させます。

○産業推進課長（河野 賢二君） 河野議員の御質問にお答えしたいと思います。

悪臭発生が畜産に起因するものということであれば、先ほど橋口課長のほうからも答弁があったように、環境水道課と一緒に産業推進課も現地調査を行って、改善をしてもらうよう

にしております。

大規模な農場になると、その農場のどこが実際に匂うのかというのが把握できない場合もありますので、そういった場合には、臭気測定を農場内でかなりの箇所を行いまして、どこが原因なのか、臭気マップというものを作って指導するようしております。

あと、その後は、どういった対策が必要かを、農家と、あと県等の関係機関も含めて協議をするようしております。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） そうですね、そのようにいろいろやっていただけたらと思います。

それとは別に、ただその臭いを消すということもあるんですけど、考え方によっちゃ香りの強い樹木。昨日ちょっとスマホで見たら、春はジンチョウゲ、夏はクチナシ、秋はキンモクセイ、これをいっぱい車が通る、特に町外者が来るP L A T Z（ぷらっつ）の周辺とか、ほかでもいいです。できる限りこれを植えて、その香りが結構強いそうですから、もしかすると、あれ、何か川南に来たらいい香りがするなという、やっぱりこれはある程度の量が関係すると思うんですが、町長、ここ辺は、この案はいかがでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 河野議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

私、平成12年ぐらいに畜産環境対策を行いまして、今、言われた方法、今のを置換法と言います。臭気の置き換える方法、これを置換法という形で臭気の対策の一つであるんですね。それと、もっと違うやつはマスクング法といいまして、臭いを包み込む方法、こういうマスクング法というの等をありとあらゆることを試してみました。

その結果は、むしろクチナシとか、今のような形で植えた場合に、悪臭とその強い臭いが混じりまして、逆に物すごい嫌な臭いになってしまったという経験はもうやってきたんですね、実際の中でですね。

最終的にたどり着いたのは、やはり臭いを引きつけて、そして高温で分解するというこの方法が一番いいのかということでは、今、思っておるんですが、ただ莫大な費用がかかると。これが一番問題でございまして、その手前の段階で、ある程度の費用でそういう方法ができないものかというのを、今、担当とまた再度研究をする研究機関にやはり飛び込んで、そういう行動を起こすことが一番重要ななと思って。大阪にいろんな会社がございまして、いろいろ市販されているんですね、臭気対策の。そういうところに行って共同で専門家と解決できたら、これが一番いいんじゃないかなという話を今ちょっと内部では煮詰めておるところでございまして。

以上でございます。

○議員（河野 禎明君） 対策はいろいろな方法を考えにやいけないということですね。

何か町長からまだ約束してもらったことがあったのかな。ちょっと私、忘れちゃったけど、鶏ふん発電所の2号炉のあれが、町長は、すみません。ちょっと何か忘れちゃった。もう一回、

鶏ふんの2号炉の建設は、どんなふうにされるとおっしゃったですか。もう一回ちょっとお願いします。

○町長(日高 昭彦君) 2号炉については、建設の計画があるというふうには聞いておりますが、詳細のほうは把握しておりませんが、先ほども申しましたけど、やはり民間がすることに、原則としてなかなかそれを中止というのは、我々としては非常に辛い立場にあります。あくまでもやっぱり町としてどうするか、全体的な構想は当然伝えるべきであると考えております。

○議員(河野 禎明君) 町長としては、そのあそこが建ったほうがいいのかと思うんですか、建たないほうがいいのかと思うんですか。それはお答えはできないんですか。

○町長(日高 昭彦君) どういうふうに答えるかというのはなかなかあるかもしれませんが、例えば、コロナで例えるならば、蔓延防止を取る、それから経済対策を打つ、そういう両面があるのは事実であります。一番いいのは、臭いがなくて経済が発展するということになれば一番いいかと思っております。

先ほど副町長も答弁しましたが、臭いについては、これまでの経緯も、これからの将来も、本当にできることは精いっぱい職員一同になっていろいろなことを検討しているところではございます。

○議員(河野 禎明君) 質問を終わりたいと思います。

○議長(中村 昭人君) 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 発言通告に基づいて質問いたします。

第1点は、税金滞納処分の強化で、留守宅への差押えはやめられないかについてです。

新型コロナウイルス拡大後、二度目の年末を迎えます。倒産、解雇、女性の自殺の急増など、多くの人たちの生存権が脅かされています。

岸田文雄政権の目玉政策「新しい資本主義」、その実現に向けた緊急提言案が新しい資本主義実現会議で示されましたが、日高町長はどのように受け止めていますか。

これまで税の徴収に当たっては、搜索、差押えといった強制処分を行う前に、町民が家にいるときに搜索、差押えは、家人立会いの下でしてほしいと質問してまいりました。町長は、住民に対してしっかりと寄り添いながら対応する姿勢は、一貫して変えるつもりはないとの答弁ですが、厳しい町民の暮らしに寄り添って、本人立会いの下に行うことを求めます。

第2点は、川南町バイオマス産業都市構想案についてです。

川南町では、MBRは、県内の商社系400農場から13万トン余の鶏ふんを集めて燃やすことで始まり、従来その地で行われていた鶏ふんの間処理や農地散布など最終処分はなくなり、全てMBRの発電原料に代わることになり、周辺住民には鶏ふんによる悪臭は消えると期待されました。しかし、悪臭は、今なお消えず地域住民の苦悩は続いています。

関連施設の悪臭問題は、確約書の認識違いだとして、木質発電で悪臭を燃やすことで解決とのことでしたが、現在も悪臭は解決されていません。悪臭根絶がされないまま次に

進むのでしょうか。川南町バイオマス産業都市構想案はどこまで進んでいるのか、伺います。

第3点は、子どもの医療費減免はできないかについてです。

国保税の未就学児の均等割を5割軽減する国の制度が本年4月から始まりました。子育て支援に逆行していると、軽減・撤廃を求める関係団体の成果です。子供にまで均等割をかけるのは人頭税だ、少子化対策に逆行するとの批判の声が高まり、均等割減免を求める運動が広がっています。

川南町での医療費減免制度では、高校卒業まで1診療当たり1,000円の自己負担があります。これを子育て支援策としてなくすことはできないか、伺います。

第4点は、住宅リフォーム事業についてです。

初年度予算で組まれましたが、すぐに終了となっています。住宅リフォーム事業は、少ない補助金で大きな波及効果を誘発することが証明されております。利用者、施工業者、商店など、共に喜ばれています。

県内外の住宅リフォーム事業の展開はどうなっていますか。川南町内で行った事業効果についてどのように認識していますか。住宅リフォーム制度実施についてどのように考えているのか、お尋ねします。

第5点は、空き地や川の護岸などに生い茂るブタクサや外来種の雑草対策についてです。

川南町内の美化運動についてどのように認識していますか。農地を使わなくなり、雑草対策はされず荒れ地となっている。町内をどれぐらい回って町道の路肩や空き地を確認していますか。

川南町は森林と農用地がそれぞれ40%を占め、全国でも有数の食糧生産基地だと宣伝していますが、美化運動をどのように考えていますか、伺います。

○町長（日高 昭彦君） それでは、内藤議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目に、滞納の前に、現政権の新しい資本主義実現会議、緊急提言というお話をされたかと思いますが、記憶する限り、成長と分配の好循環を図る、それからコロナ後の新しい社会を開拓するという事を総理は言われたとっておりますし、一つには協調と共創——ある意味競争による成長ではなくて、分配による成長だというふうにある程度かじを切ったんだろうと考えております。

特に、今、コロナで非常に厳しい経済状況でございますので、そこは国も県も、そして町も一体となってそこはしっかり向き合うべきだろうと考えております。

その中で、まず滞納のことでございますが、6月、9月、12月と3回連続、同じ質問を頂いております。つまり法律が変わらない限り、それは答弁としては基本的には私は同じ姿勢で臨みますので、同じ答えになります。我々自治体は財源が税であります。つまり全職員が税と向き合うという姿勢は、頑張っていくしかないと思っております。

正直、想像していただければ分かるかと思いますが、なかなかそんなに喜んでやりたいとか褒められる仕事ではなく、逆に本当に職員も苦しい、つらい現場に立ち会うことになりま

すが、そこはやはり県の県税事務所、それから郡内の自治体、そして川南町と一緒に行動を共にしてそういうことをやっているところでございます。

なかなかこう国のルールに従って他の自治体と一緒にやっていることですから、うちの自治体だけの裁量では、なかなか厳しい部分は当然あるのはどうか御理解いただきたいと思いますが、議員が言われるとおりに、どんなときがあってもやはり町民にしっかり寄り添うという姿勢は、私はこれからもこれまでも変えないつもりでおりますので、その点はしっかりと向き合っていきたいと思っております。

2つ目のことでございますが、まずそのバイオマス産業都市構想ということでございます。

先ほどの河野議員からも同じようにはありましたが、以前6月の議員勉強会で御説明したと、私は職員から報告を受けておりますが、まずその構想は、地域に存在するバイオマス、それは動植物から生まれた生物資源の総称を呼ぶバイオマスでございますが、それを原料として収集・運搬、製造・利用までの経済が確保された仕組み、システムを構築する構想でございます。

そして、そのことでそれを利用して活用して産業創出、地域循環型エネルギーの強化による環境に優しい災害に強いまちづくりを目指すということでございます。つまり今回のバイオマス構想とMBRのことは、別問題でございますので、そこはまた別に質問をしていただければと考えております。

3つ目の子どもの医療費減免はできないかということでございますが、子どもの医療費の負担軽減というのは、やはり誰でも平等な医療が受けられるということに関して、非常に有効な手段であるというのは十分認識をしております。

本町においては、今年10月1日から未就学児を無料としております。それ以外は、高校生まで長期間、長期にわたる助成を行っているところでございます。その一つが1診療所当たり1,000円ということでございます。

新しい制度をスタートしたばかりでございますので、しっかりとこれを長期間継続できるように、いろんな課題、特に予算関係が主でございますが、それを含めて維持して頑張っていきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

次がリフォームのことですね。住宅リフォームというのは、平成30年から令和2年まで3か年事業として実施してきました。小さな予算額で経済を潤すという、いわゆるウィン・ウィンの関係になるかと思っております。

3年で終了を予定でありましたけど、今回、昨年コロナ関係の経済対策として1年延長をしたところでございます。本当にこう今年に限れば、1,000万円の予算で5,000万円の経済効果があるというふうに有効な手段であるというのは考えております。

今後については、また担当が答弁するかと思いますが、いろんなことを加味しながらしっかりと検討してまいりたいと思っております。

最後に環境対策、美化運動ということでございますが、いわゆるブタクサという雑草もあ

るかと思いますが、町が管理する公園、それから町有地、町道につきましては、定期的な草刈り、除草を行って対策をしているところがございますが、確かに時期によっては追いつかない部分もございますので、そこは町内の美化運動、地元の皆様の協力が必要であると考えますし、そうしていただいていることに関しては心より感謝を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 1点目の税金滞納処分の強化で、留守宅への差押えはやめられないかについて伺います。

9月議会質問以降の差押えは、何件あったのか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

家の搜索のことでよろしいでしょうか。であれば、9月以降の居宅への搜索は7件でありました。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） そのうち、留守宅は何件ありましたか。

○税務課長（大塚 祥一君） 1件でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 郡内の差押えは、町村ごとに分かっておられましたら、お願いします。

○税務課長（大塚 祥一君） 居宅への搜索ということであると思いますが、家屋の搜索の統計データは、ちょっと県にもお聞きしたんですけれども、そのデータがございませんでしたので把握しておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 督促をしてどれぐらいの日数で差押えを行っているのか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） どのぐらいの日数で差押えを行うのかということですが、ケース・バイ・ケースでいろんなパターンがございますが、一概にどのぐらいということは、お答えできる状態ではございません。

法律では、督促状を発して10日を経過した後に差し押さえなければならないとなっておりますが、その後に催告状を出したり訪問したり、財産の調査を行ったりしておりますので、10日を過ぎたからすぐに差押えをするということではございません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 差し押さえする方は悪質な滞納者なのか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 差し押さえられる方は悪質な滞納者なのかということですが、人の人格や性質を行政機関が評価することはすべきではないと思っておりますので、そのような御質問はちょっとお答えできないかなと思っております。

差押えにつきましては、先ほども言いましたが、督促状を発して10日を経過した場合に差し押さえなければならないと法で規定されておりますので、滞納者の性質とか、どのように滞納されたとかいう生活態度、そのようなものは特に関係ないと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 国は、コロナの影響で納税が困難になった人への徴収猶予する制度、最長1年を2月で終了しましたが、東京都は年度末まで延長しました。猶予期間は最長3年で、重い税負担に苦しむ都民にとって救いとなったと聞きました。川南町では納税緩和制度の対応はしていますか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） コロナに特化した猶予ということではございませんが、通常の猶予措置がございまして、相談があれば、そのような条件に合致する場合は、申請されるということではできる状態となっております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 税の徴収に当たっては、1年猶予すれば、次年度から支払いが2倍になる。2年たった時点ではもっと厳しくなるという方もいる。徴収猶予の期間が終了する段階で、失業などで生活困窮に陥っているような方の場合、どのような対応をしているのか、伺います。

○税務課長（大塚 祥一君） 先ほども申しましたが、猶予につきましても、その状況がどのような状態にあるのかといったことで、猶予できるできないというのがございます。例えば、国保税とかであれば、非自発的失業というふうに会社が解散したとか勤め先が解散されたり、また自分から辞めたわけではなくて収入がなくなったという場合は減免措置等もございまして、いろいろな制度がございまして、その制度に合致した場合は、その制度を利用していただくと、それ以外については計画的に納税していただくというようなことで対応しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 困窮状態が改善しない場合は、搜索、差押えといった強制処分を行う前に、滞納者の実情に寄り添った対応をすべきと考えますが、町長の考えはいかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども答弁させていただきましたが、やはりルールは、ルールの下に基づいて職員も仕事をしております。また私の指示による場合もございしますが、その中でできることはしっかりやりたいと。先ほど言いましたとおり滞納者の実情に寄り添って対応するという事は、しっかり職員は心がけてやってくれているというふうに考えております。

○議員（内藤 逸子君） 滞納処分の執行は、滞納者の実情把握に努め、納税困難な方へは十分配慮し、納税者に寄り添った対応を求めて、次に移ります。

第2点の川南町バイオマス産業都市構想案についてです。

悪臭の原因が、鶏ふん発電所ではなく、MBR操業以来の発酵施設であるのは、これまで一般質問でも指摘してまいりました。発酵施設の現状はいかがですか、使われていませんよね。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

発酵施設が使われているかとの御質問ですが、まず近年の養鶏農家の動向をちょっと見ると、戸数は減少しているということなんですが、1戸当たりの飼養羽数が増加して、総数が右肩上がりとなっているということとありまして、発酵施設に隣接する炭化施設につきましては使用を停止しておるといことですが、発酵施設については使用をしているようです。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） どのぐらい入っておりますか、量としては。その発酵施設の利用率パーセントというんですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

どれぐらいの量が入っているかということについては、把握しておりません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） この発酵施設は、平成5年、山下商事代表によって設立され、県北部のホワイトファーム系のブロイラー鶏ふんの炭化处理と発酵処理を目的に設立されました。この頃は、臭い、臭い町から悪臭が消えると期待されました。平成15年、MBRの誘致によってホワイトファーム系の鶏ふんは全てMBRの発電原料に移行しました。

MBRの定期検査、予想外のトラブルの場合に限って発酵施設を利用する。利用に当たってはシートで覆うなど、万全の臭気対策を取るとした立派な約束である確約書があります。確約書は今もありますね。

○環境水道課長（橋口 幹夫君） 確約書につきましては保管をしております。内藤議員がおっしゃったとおり、シートで覆うという文言は、きちんと明記されていることは承知しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 悪臭は、今なお消えず地域住民の苦悩は続いています。関連施設の悪臭問題は、確約書の確認違いだとして、認識違いだとして悪臭問題を解決する最後のチャンスが木質バイオマス発電事業だとしてきました。

堆肥処理施設、乾燥施設、貯蔵施設を密封したいとして燃やすことで解決とのことでありましたが、現在も悪臭は解決されていません。悪臭根絶がされないまま次に進むのでしょうか、伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

次に進むかとの御質問ですが、今回の質問は、川南町バイオマス産業都市構想案についてということで、まず誤解のないように確認をさせていただきたいと思います。

悪臭問題とバイオマス産業都市構想とはまず別のものだということです。バイオマス産業

都市構想とは、昨今の地球温暖化対策やカーボンニュートラルを目指す脱炭素社会の実現にはバイオマスの有効活用が不可欠であることから、本町における豊富な森林資源や地域課題廃棄物を活用するための基本的な方向性を示すものだというふうにしております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 誤解しているわけではないんです。臭いの問題が川南町の問題として捉えているから、これがあって次ということで私は捉えております。

川南町バイオマス産業都市構想案は、では、どこまで進んでいるのか、伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先月、11月の2日にオンラインで国の関係府省に構想案を説明いたしました。12月下旬に採択結果が出るというところで、現在待っているところです。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 川南町バイオマス産業都市構想は、令和3年7月に、第6次川南長期総合計画の中に位置づけられていますね。そうですね。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

明記されているとは思いますが、ちょっと今、手元に資料がありませんので、確認をさせていただきます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 川南町バイオマス産業都市構想は、町を主体とした木質バイオマスや家畜排せつ物、食品工場残渣等のエネルギー化計画を策定したと書かれていますが、川南町が主体となって会社をつくるということですか。国の募集締切りは令和2年9月18日でしたが、これに応募して認められたのですか。説明を分かりやすくしてください。お願いします。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。

午前10時47分休憩

.....

午前10時48分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

川南で会社をとってお話があったかと思うんですが、そういったことは、今回バイオマス産業都市構想案には盛り込まれておりません。

川南町の計画については、森林資源の持続的な面的活用ということ短中期的な構想が一つ、もう一つが地域課題廃棄物処理と災害時エネルギー活用システムの構築というのが中長期的な柱、これが2本の柱となっております。

バイオマスを利活用して課題を解決していこうということで、まず木質チップ、ボイラー

導入による経費の軽減、チップボイラーによる加温とか——ハウスであったりとか温水施設であったりとかの加温ですね。そういったこととか地域課題廃棄物の処理方法の確立ということで、メタンガス発酵システム等を検討していこうということ。

あと、南海トラフ等の大規模災害等が今後予想されておりますが、災害時のエネルギー活用システムの構築ですね。災害時の電力供給等、そういうことが川南町の計画に盛り込まれております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） これは、私たちは去年説明していただきましたよね。そのときの資料の中に、新しい会社をつくるような感じで私は受け止めたんですけど、新しい会社を川南町でつくるということではないということですね。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

私、今年の6月14日に議員控室で勉強会をさせていただいたんですが、その際の資料を御確認いただくと分かるんですけど、そういう会社をつくるということはありませんので、一度資料を御覧いただけるといいかと思います。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 今年の5月ですか、これの中に、川南町バイオマス産業都市構想案の中に、これの22ページですね。事業主体、川南町とこうなっているので、川南町でつくるとかなど勘違いしているんですかね。いかがですか。確かめておきたいので、お願いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

あくまでも主体は川南町ですので、そのように記載されておりますが、会社をつくるということではございません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 悪臭問題の解決は木質バイオマス事業の中で解決したいと、悪臭解決の課題を先送りしてきました。言い換えれば、悪臭対策を怠る事業者への追従です。悪臭解決をしっかりとる町の確固たる指導、貫徹をしないで、新たなバイオマス産業都市構想を前に進められませんよね。いかがですかね。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

悪臭問題は、もう畜産の町といわれる川南は、もう昔から言われていることなので、今後必要な対策をやっていくことは間違いないのかなと思っております。

それと、バイオマス産業都市構想に関しては、先ほども述べましたとおり、悪臭問題とはちょっと内容が違いますので、別の方向で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 川南町は畜産の町です。この畜産を、畜ふんを宝とするのか、悪臭として嫌われ者にするのかは、町長の腕にかかっていると思いますが、宝として生かす

ことをお願いしておきます。

次に移ります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。

午前10時53分休憩

.....
午前11時03分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（内藤 逸子君） 第3点は子供の医療費免除はできないかについて伺います。

国保税の未就学児の均等割を5割軽減する国の制度が来年の4月から始まります。子育て支援に逆行していると軽減、撤廃を求める関係団体などの運動の成果です。子供にまで均等割をかけるのは人頭税だ。少子化対策に逆行するとの批判の声が高まり、均等割減免を求める声が、運動が広がっています。

川南町では現在、未就学児は何人になっておりますか。川南町では、国に先駆けて、未就学児は無料になっています。町民の暮らしは、コロナ禍の中で厳しい状況にある中で、町民からは、とても助かる、うれしいと喜びの声が上がっています。

この制度がスタートしたばかりだからと言われますが、川南町での医療費減免制度では、一診療当たり、高校生まで1,000円の自己負担があります。これを子育て支援策としてなくすことができないか、もう一度伺います。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、未就学児の人数というところがあったと思いますが、今年の4月1日時点で612人というふうに把握をしているところです。

それから、小学生から高校生までの1,000円の自己負担を無料にできないかという御質問でございますが、自己負担を維持するため、いわゆる3割負担の部分の維持するために、令和2年度が4,000万円弱、大体3,823万円を予算を出しております。

したがいまして、これに今年の10月1日から、ようやく未就学児の無料が始まりましたけれども、未就学児の方々が、大体自己負担1,000円分を合計しますと700万円ぐらい、大体1年間で自己負担をされているようでございます。この部分を町が新たに負担をしていくということになります。じゃあ、小学生から高校生までがどれぐらいかといいますと、大体8,000名ぐらい利用されておりますので、800万円ぐらいが新たな町の負担ということになると推測をしております。

また、未就学児を無料にしたことで、利用が増えるのかどうかという推移を見ながら、今後、小学生から以上の高校生までの無料化についても検討していくことになろうかと思えます。

また、ただ、無料にするのが本当にいいのかどうかという議論であったり、あと、予防

接種とか、そうしたものに対しての助成に向けたほうがいいんじゃないかとか、いろいろ議論があると思いますので、そうしたことも検討しながら、これから進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） まちづくりは子育て支援が大事だと思いますので、よろしくお願ひします。

次に移ります。

第4点は、住宅リフォーム事業についてです。

川南町では、口蹄疫後の景気対策として、住宅リフォーム事業では大きな波及効果がありました。町長は、この波及効果について、どのように受け止めていますか。伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、冒頭にも述べさせていただきましたが、この住宅リフォーム事業の組み立て、簡単に言うと、少しの補助金で経済的な、全体的な効果があるということでございますので、事業の効果は非常にあるというふうに認識はしております。

○議員（内藤 逸子君） 初年度予算で組まれましたが、すぐに終了となっております。町民の居住環境の改善にとっても、建設関係の業者にとっても歓迎される事業です。何よりも、川南町内の業者を利用することによって、地元業者が喜び、元気になります。地域が活性化し、自治体も予算の効果が表れる、まさに一挙両得と言えます。商工会からの要望にこたえることにもつながります。

それで、この住宅リフォーム事業は、町長も言われましたが、少ない補助金で大きな波及効果を誘発することが証明されております。県内外の住宅リフォーム事業の展開をどう見えていますか、伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 県内外の住宅リフォームの状況ということなんですが、今回の事業については町単独で行っている事業でありまして、特に、ほかの町を参考にしていくわけではございませんので、状況を把握しているということはありません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 何で町外のことを言ったかということ、ほかのところでは、結構大きい予算を組んで大きいお金が動いていると聞きますので、もう少し予算を増やしてほしいから、このことを聞いてみました。

住宅リフォーム制度実施について、受付手順はどうなっておりますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 受付手順ということですが、それは申請を行う手順ということでよろしいですか。

もちろん、申請書と必要書類、図面と写真等をそろえて、産業推進課のほうに申込みをしていただくこととなります。もちろん、町税の滞納がないかとか、幾つかのチェック項目がありますので、その辺をクリアした方が、申込み順に受け付けをしております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 何で手順を聞いたかといいますと、受付順に受け付けるということで理解していいんですよね。

それで、結局、すぐになくなったということですよ。暇な人が早く行ったということにもなりますが、若者から抽選にしてほしいという声も上がっております。枠を広げる考えはないのか。例えば、2回目も使えるとか考えていませんか。いかがですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今年度に関しては、令和2年度の事業が半年ぐらい、枠が埋まるまでにかかったわけです。そういったこともあって、今年度の予算を半分に減らしました。そういうことがあって、すぐに終了となった要因としては、まず予算が半分になったということで、リフォームの希望者とかリフォームの事業者ですね。事業者さんがすぐに申請せんとお金がなくなるよというわきが出たようですね。

それと、リフォーム事業者が営業活動をかなりされたようです。そういったことから、昨年は予算が倍ではあったんですが、半年かかっていたものが、今年度については1日で終了したということです。

あと、例えば、2回目も使えるかというような御意見でしたが、それらに関しては、貴重な御意見として、次年度以降の検討材料にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 申し込んだ方が、やっぱり平等にその恩恵にあずかれるというのが大事だと思いますので、若者が抽選にしてほしいという声もありますので、聞いておいてください。お願いします。

じゃあ、次に移ります。

第5点は、空き地や川の護岸などに生い茂るブタクサや外来種の雑草についてどのように認識していますか。

農地を使わなくなり、雑草対策はされず、荒地地となっています。町内をどれぐらい回って町道の路肩や空き地を確認していますか、伺います。

○建設課長（大山 幸男君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

町道に限ってのお答えになりますけれども、建設課では553路線、約460キロメートルの町道の管理を行っております。幹線道路である1、2級町道、26路線につきましては、現地調査等、外勤時等に頻繁に確認を行い、その他町道527路線につきましては、管理保全係職員3人で分担し、8月末までに一巡しています。その後は現地調査等、外勤時に確認作業を行っております。また、道路維持作業の会計年度任用職員が3人、常時作業に当たっておりますので、ポットホールの穴埋めとか、草の伸びの状況等の確認を行っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 春はこのブタクサは小さくて抜きやすいのですが、夏は大木と

なり、秋には枯れる一年草です。今は枯れて茶色くなり汚いです。ほったらかしても、冬は朽ちています。そのほかにも、ハリビューとか、刺さるととても痛いものも畑にはびこっています。

町内の道路愛護デーがありますが、私の住む下新茶屋振興班では、年に2回、道路の草刈りや、枝が伸びて自動車に当たるなどの枝払いなどを行っています。先日は、出水住宅から農地の横を歩いてAコープに出る町道の草取りを、もう自分は40年以上してきたが、もう年を取って、これ以上できないと。ここは町道だけど、町は管理をしてくれるんだらうかって聞かれました。だから、電話してみてくださいとは言いましたが、本当、皆さん、自分の家の前の道路は、いつもごみを拾ってきれいにしているとか、散歩のとき、ごみ袋とか火ばさみを持参してごみを拾っている方もいます。いろんなボランティア精神を発揮している町民を見かけると、本当に私もうれしくなります。日常の何でもない出来事ですが、知ってほしい出来事です。

川南町は森林と農用地がそれぞれ40%を占め、全国でも有数の食料生産基地だと宣伝していますが、美化運動をどのように考えていますか、伺います。

○農地課長（三好 益夫君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

川南町は森林と農用地がそれぞれ40%を占め、全国でも有数の食料生産基地ということですが、農地に関しましては、農業委員会のほうで、全ての農地を対象にして、年に1回、農地パトロールということで、耕作されているかどうかの確認を行っております。

遊休農地と確認した場合には、それぞれ対応をとっているところなんですけど、最近やはり、農地課のほうにも、ちょっと農地の草が生えていてというような苦情が届いているような状況です。

こちらのほう、農地のほうは私有地になりますので、こちらで強制的にというようなのはないんですけど、農地を耕作される方は全てをきれいに耕さないといけないというふうに法にありますので、その辺に基づいて、関係する各課と連携をしながら、対応のほうを丁寧にとっていきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 農家の皆さんは、自分の畑だけでなく、やっぱり、畑の周りのあぜというんですか、道路との間の空き地とか、そんなところまできれいにしてもらっていますよね。それで、雑草も大分刈られて、きれいな町だなというのが私は理想だと思いますので、この美化というのは心がけが必要だと思いますので、町全体でやっぱり、外来種の生い茂ったものは取りましようというような声かけとか運動を、ぜひ広めていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で一般質問を終了します。

日程第2「議案63号川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについて」を議題

とします。

質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第63号川南町議会の議決すべき事件を定める条例を定めるについてであります。議決すべき事件としまして、川南町立中学校統合整備基本計画の策定変更または廃止ということになっておりますけれども、そもそも、この中学校につきましては、私ども川南町には、昭和39年3月31日、条例第29号ということで、川南町立学校条例というのがあります。この中に趣旨、それから目的及び設置、管理の原則あるいは学校の廃止という条項が定まっております。この条例の中で、新中学校についても対応できるんじゃないかというふうに思っております。

学校の所在位置についても別表で入っておりますので、これで対応できると思うんですが、新しく提案される理由をお聞かせください。

それから、整備基本計画、様々考えられますが、何を策定されようとしているのか、これを、説明をお願いします。

それからもう1点、当然、新中学校ということで、中学校統合整備基本計画ですから、時限立法ということで考えられますが、日にちの条項といますかね、定めが載っておりませんけれども、時限法ではないのか、御説明もお願いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをいたしますが、その前に、詳しいことは担当課長に説明させますが、そもそも、この議決すべき事件を定める条例についてをなぜ提案したかということでございますが、これから、長い期間かけて、重要なことを、まず議会の皆様とともに、一度議題にさせていただいて、議案として条例を出すという、ちょっと説明が悪いんですが、県内では、26市町村のうち21が既につくっておりますし、全国でも73%がつくっております。

たまたま、今回はその条例を出して、1つ目が新中学校であるというのは、確かに事実でございますが、もともと、そういう条例を定めていなかったと。これまで、その事案ごとに議決をいただいております。それはそれで、特に問題はないんですが、今後、長い時間かけて振り返ったときに、この条例をつくっておれば、いついつ、どの事案を議題にした、どの事案を議題にしたという記録が残るということを含めて、今回、提案をさせていただいております。

繰り返しになりますが、そのときに、1番目の議題が新中学校であったという事実でございます。ですから、直接的には、本来は別々の考えがあったということだけは、まず前提で説明をさせていただきます。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 今回、議案第63号として提出させていただいているものにつきましては、あくまでも、川南町立中学校の統合整備の基本計画について議決を得るものというふうに提案させていただいているものです。

議員がおっしゃられた学校条例につきましては、学校の施設としての設置とか廃止とかに

ついて議会の議決を求める必要があるものというふうに認識しておりますので、今回は、この中学校の基本計画を、まず議決いただいて、その後、予算とか、そんなものを今後提案していく第一歩目というふうに認識いただければいいかと思います。

時限の効力につきまして、申し訳ありません。答弁が漏れておりました。これにつきましては、公布の日から施行されまして、新中学校の基本整備計画を議決いただいた後も、ずっと、効力としては、廃止しない限りは残るというふうに考えております。

以上です。

○議員(川上 昇君) 計画の中に何を策定するかというお尋ねもしたところだったんですが、半分答えられて、半分答えられないのかなというふうに思っております。

つまり、私がお尋ねしたかったことは、学校条例の中に廃止という部分がございます、特別多数決ということで、3分の2以上の同意を得なければならないという項目があるんですが、この基本計画にこの廃止、当然、新しく学校をつくるわけですからね。一方では学校を統合するわけですから、廃止になるという部分も当然出てくるわけです。それを盛り込むということなのかどうかを聞いたところだったんですが、それについていかがですか。

○まちづくり課長(甲斐 玲君) 中学校の廃止の議案提出につきましては、予算を伴うため、新中学校の建設予算の積算ができて、建設費用を上げた時点で初めて、中学校についての設置と廃止が提案できるものとなっておりますので、予算案を上程すると併せて、廃止と設置についての条例案を提出することになるかと思っております。

以上です。

○議員(川上 昇君) そしたら、あくまでも、新中学校の1つの統合に関する新中学校の案ということかな。いわゆる、基本計画というのが、具体的な場所も入ってくるのかどうか分かりませんが、新中学校をこのように開設したいんだと。素朴にその内容なんですよ。よろしいんですか。お尋ねします。

○まちづくり課長(甲斐 玲君) 具体的な内容につきましては、教育課のほうから提案があると思うんですが、今、議員がおっしゃられた内容で大丈夫だと思います。

以上です。

○議長(中村 昭人君) ほかに質疑はありませんか。

○議員(養原 敏朗君) 今のやりとりで随分わかったところなんですけど、町の一番大事な計画、長期総合計画、これについては、議会基本条例で議決が必要となっておりますけど、長期総合計画は三本柱、三本立てというんですか、できていると思うんです。基本構想と前期計画、5年ごとの前期計画、後の5年計画、それとローリング方式の実施計画。長期総合計画については基本構想のみが議決対象となっております。それほど重要な前期計画、後期計画等も議決しないんですけど、町長は今後、いろんなことを折に触れて、事前に議会との相談もしたいというような趣旨の御発言されましたけど、それは非常にいいことだと思うんですけど、それは勉強会なり等で、全員協議会等なりで解決できる問題じゃないかなと

いう懸念もいたします。

それと、ちょっと課長の発言の中で、中学校統廃合の第一歩としたいというような御発言だったんですけど、それは、本来の私たちが執行部から提案されて議決する設置廃止等の、ひょっとすると、事前審査にもなりかねないという心配もするわけです。

私たち議会が予算等で、絶対やっちゃいけない事前審査なり、予算もないのにいろんなことをやってしまう事前執行等は、絶対気を付けなくちゃいけないことなんでしょうけど、それらの心配をするんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。

午前11時30分休憩

.....
午前11時31分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を続行します。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

これは、最初にもう、申し上げましたとおり、重要なことを提案するための条例でございますので、事前審査にはなりませんし、それは別で、そのたびごとに、重要なことを議論していただくという、そういう条例であると認識しております。

○議員（荻原 敏朗君） 我々議会も真摯に対応しなくちゃいけないと思っているんですけど、設置なり廃止につながることを同時に、議会も一緒に進めるというのは、なかなか、今の段階では理解しかねるところなんですけど、町長、重要なことは、議会に相談しながらということで、ありがたい姿勢だろうと思うんですけど、この基本計画たぐいの、類のことを今までされてたんでしょうかね。総合福祉センターについても記憶がないんですけど、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） なかなか、私の説明が足りないようでございますが、重要なことを提案するための条例というふうに位置づけております。

川南町はこれまでそういうことをやっておりませんでした。もし仮に、振り返ってやっていたとすれば、町民憲章であるとか町歌であるとか、そういうことを、重要な議題として、条例にまず提案することであつたらよかったと、振り返ればそうであると思います。

冒頭に言ったとおり、8割ぐらいの自治体が既につくっていると。川南町はこれまで、そういうのを持ってなかったということで、今回、提案をさせていただいております。

○議員（荻原 敏朗君） それでは、今回は中学校のことという特定されてますけど、今後は、その都度、町長が重要だと思われることがあれば、このように議会提案を、議決が必要ですよという提案をされていくというお考えというふうに承ってよろしいんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今、議員が言われるとおりでございます。その都度、しっかり提案して行って、ずっとそれは積み重ねていくというつもりでございます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（児玉 助壽君） いろいろ出てきとるわけですが、わけがわからんことが。地方自治法96条第2項の規定に基づく川南町立中学校統合整備基本計画の策定等について議会の議決すべきものとして定めるものという、条例でうたう必要があつとかしらと思うっちゃけんどん。法律で法や条例を定めんでも、この96条で審議すること、定めちゃったけんどよ。法律より上回る条例が川南町はできっとですか。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

今回の条例提案は、あくまでも法律、地方自治法によります、地方自治法の96条第2項によりまして、その法律に基づいて条例を定めるということで、既定しておりますので、あくまでも、法律に求められている条例をつくるということですので、御理解いただければというふうに思っております。

○議員（児玉 助壽君） この64号で同じ公の施設になるわけじゃけど、この福祉センターの場合は、今後の条例は多分、設置。先日、いきなり予算が提案されたわけですが、基本計画策定委託料というのは。そうすれば、こう時間をかけんでできたはずじゃけんど、これをあぐる前、いろいろ訳のわからんところから要望書が来とるけんど、執行権もねえ議会に、先ほど、教育長が説明した場所、中学校設置してくれという要望が来たわけですが、そもそも、何の審査権も決定権もないところに、当合意形成図って、あたかもみんなが望んでおるような結果のようなこと言ったけど、大体、そもそも合意形成する相手方を間違ったわけじゃねえとですか、町長。決定権があつとは議会ですからね。やっぱり、議会に丁寧に説明して、合意形成をするようなことをすれば、こういう遠回しのややこしいことはせんでも、今回でも、今まで大分、審議委員会と協議したわけですが、そんげな時間があつたら、設計委託に出せば、事業費がもう、すぐ出るわけですから。

この議会でも、もう何ですか。設計委託料の予算ぐらい提出できるわけですよ。やっぱり、丁寧に説明して合意形成を図る努力を怠って、こういうよこしまな、何ですか。3分の2の議決を逃れるような条例を制定する前に、もうちょっと、議会と合意形成をするような努力をせないかんと思うわけですが、こういう条例をつくって、廃止等、設置では3分の2以上の議決が要るわけですから、やっぱり、そこら辺の努力を怠らないようにしてもらいたいです、それはできますか。

○町長（日高 昭彦君） 議員の言われるように、議会との合意形成、非常に大事なことであると思っております。丁寧な説明をする責任は我々には当然あるわけですが、今回は、何度も言いますけど、たまたま、この条例を提案する。その一番最初に中学校が来たということで、混乱を生じさせてしまったのは事実でございます。

1つ1つ積み上げて、今後も臨みたいと考えております。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（谷村 裕二君） この条例に関しましては、先ほど、委託だとか予算等のお話も

ございましたが、地方自治法222条には予算、積算、それが確たるものにならない限りは、議会に提出はできないというふうな法令がございます。

現時点で、まず中学校の設置場所、町は中央地区に、先ほどからの説明で奨励をしておりますが、それが決まらないことには、その場所が決定しないことには、全く予算も積算もできない。できないから、議会にも提出できないわけですね。だから、今回の条例は、その学校統合整備基本計画の策定、変更または廃止に関することについて、この条例を承諾してほしい。その事前の場所を決定しないと、予算も積算できない。そのための第一段階ということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 私の説明が、なかなか本当にわかりづらかったと思いますが、議員の言われる、まさにそのとおりでございます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第3「議案第64号川南町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例を定めるについて」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（児玉 助壽君） また、この条例も無茶苦茶な条例になつとるけんど、この地方自治法第244条の2の第1項の規定に基づき、なつとるわけですが、1項では、普通地方公共団体の法律またはこれに基づく整備に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないとあるわけですが、補足説明を見ると、この中に福祉課や福祉協議会、地域包括支援センター等が事務所として使用する施設と、住民の方々に使用していただく公の施設を兼ね備えた複合施設であるとうたっているわけですが、これを見ると、第1項じゃなくて、第2項に当たっているのがあつとですよ。

この第2項では、普通地方公共団体が条例で定める重要な公の施設のうち、条例で定める、特に貴重なものについて、これを廃止し、または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするのが、議会において、出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないとあるわけですが、これを見ると、社会福祉協議会や福祉課、地域包括支援センターが、これはもう独占的な利用をするわけですから、244条の2項の規定に基づき、しなきゃならんと思うわけですが、先ほどからも、谷村議員が、場所が決定したらんから予算の計上がで

きんようなことを言ったけど、先ほどの教育長の答弁でも、場所が決定したという、町長も決定したという、動かせれんようなことを答弁しとらったわけですが、だったら、ちゃんと合意形成を図ってれば、もう即、設計委託料というなんで、予算が提案できるわけですが、これでも、これもうちちゃんとでき上がってしもうとるわけですから、正面から、この2項の2条という条例を出していかないと、できてからみんな入ってしもうたが、その後、ここの社会福祉協議会や地域包括支援センターの部屋の中にずかずか入ってきて、利用を妨げるようなことがあっても、この244条では、不当な差別的取扱いをしてないというか、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとあるわけですね。正当な理由がない限りですね。

正当な理由ということは、この独占的な利用をさせることを条例で定めとるから、正当な理由で利用を妨げることができるわけですから、ちゃんとそういうなんを条例で定めとらんかったら、だれでも利用できるようになって、包括支援センターや社会福祉協議会の業務に支障が来ると思うわけですが、この2の第1項を2項に、この数字を変えるわけでもいいわけですから、もう議会との合意形成は、この当初の設計委託料を出したときから、議会との合意形成ができとるわけですから、別にこういう工作はせんでええと思うわけですが、こういうごまかすようなことをせないかんような事情があつとですか。

○総務課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えをいたします。

ただいまの御質問は、地方自治法の244条の2の2項について、福祉センターのほうで定められるのではないかと御質問かと思いますが、現在、川南町において、条例で定めております重要な施設と申しますのは、先ほどの前議題でありました町立の学校条例に定められるものでありますので、今回の総合福祉センターにつきましては、重要な施設ではございませんので、先ほどの224条の2の2項については、適用されないというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） これは、行政財産の関係でも条例でできるわけですが、別の中で、244条の2の第1項の規定に基づきと書いておれば、1項を読んだら、2項も目に入るわけですが、それを読むと、私らも単純なもんやから、それは1項じゃなくして2項に該当するがなという思うわけですが、ぼけとるかいでしょうかね、これは。

○総務課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

御質問いただいた内容どおりでございます。

今回の現在、議案質疑を受けております議案につきましては、児玉議員の御質問のとおり、244条の2の第1項についてお諮りをお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 重要な財産じゃねえしてもですね、公の施設じゃねえしても、公共団体の財産は、公園でもしかりですが、そこらへんの公園でも、重要な施設も、この住

民が公の施設がどういう判断すつとか知らんけど、公園が公の施設にはなつとらんけど、施設を利用することを拒んではならないようになつとるわけですが、公園でさえ。公共財産がほとんど、そういうふうになつと思うとるわけですが、公有財産の場合は、公の施設じゃねえしても、長期的かつ独占的な理由はできないようになっております。別に公の施設に限ったもんじゃないはずですが、そうと違いますか。

○総務課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありましたように、公の施設、例えば公園ですとか、そういった町民の方、もしくは皆様が御利用される場合には、それぞれにつきまして利用していただけるようになっておりますので、特段の申込み等は要らないわけでございますので、御質問の内容どおりの解釈でよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は総務厚生常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。午後の会議は1時10分からとします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を続行します。

日程第4「議案第65号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（谷村 裕二君） 議案第65号ですが、補足説明の中に、改正漏れがありましたということで、一部改正で均等割額を増額したことから、軽減額も増額させなければならなくなったところですが、改正はしていなかったということで、実務的な、当初から改正後の軽減金額を用いているので、軽減世帯の皆様に直接的な影響はありませんというふうな説明でした。もうちょっと具体的に説明をいただけないかと思えますが。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

6月議会のときの改正につきまして、医療分、支援分、介護分それぞれ均等割の額を増額しておりますので、その軽減世帯の種類が7割軽減、5割軽減、2割軽減と3種類ございま

して、それに対応する軽減額が条例のほうに載っておりますので、そこを改正しなければならなかったのですけれども、そこを失念しておりまして、気がつかずに改正できていなかったという状態でございます。

システムのほうには、税額が決まれば自動的に計算するものですから、7割軽減、5割軽減、2割軽減は、当初のねらいどおりの軽減額ができていますけれども、条例のほうは、事実が先に行き、条例がちゃんと整備できていないという状態に、現在ありますので、大変申し訳ないのですけれども、さかのぼって改正させていただきまして、現実と条例のほうを一致させたいと考えているところであります。

この改正漏れにつきましては、誠に申し訳なかったということで、お詫びするところでございます。

以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5「議案第66号川南町企業立地促進条例の一部改正について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第6「議案第67号川南町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 昭人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7「議案第68号令和3年度川南町一般会計補正予算(第9号)」を議題とします。
質疑はありませんか。

○議員(米田 正直君) 議案第68号令和3年度川南町一般会計補正予算(第9号)についてであります。15ページ、16ページのふるさと納税展開事業についてお伺いをいたします。

手数料173万8,000円、ふるさと納税事務委託料1,100万円、システム利用料4,749万3,000円が計上されていますが、当初予算、6月補正予算、今回の補正を合算すると、手数料が2,042万円、事務委託料は4,797万円、システム利用が1億3,116万6,000円となります。

確認をしたいのでありますが、この積算根拠と申しますか、ふるさと納税額もしくは納税件数に対して行われるのでしょうか。補正が行われるということは、その件数等が増えたことによるものなのでしょうか、お伺いいたします。

○会計課長(小嶋 哲也君) 米田議員の御質疑にお答えします。

手数料436万5,000円、これは、ふるさと納税をしていただいたときに決済手数料ですね。クレジットカードの決済手数料になりますので、件数が増えたことによる増になります。

続きまして、ふるさと納税事務委託料ですけれども、1,650万円、これは現在、センコービジネスのほうの川南の営業所で川南BPOと言いますが、そちらのほうに、事務委託を一部しております。5億円を超える分につきましては、寄附金の実績に併せて3%の手数料を払っていますので、それによる増額に追加の料金となります。

あと、システム料金4,749万3,000円になりますけれども、こちらのほうは、ポータルサイトのECサイトの利用料になります。それぞれ、今、9つのポータルサイトを利用しているんですけども、それぞれ手数料がちよっと違ってまいりますので、これまでの実績に併せての追加の費用ということで挙げております。

以上です。

○議員(米田 正直君) ふるさと納税の件数、それから、額が増えたことによって上げられたということで理解してよろしいですね。

まあまあ、システム利用料を素人的に考えたときに、一旦、導入すれば、システム変更がない限り、当初予算で執行されるものと思いがちであります。せっかくいただいた税の納税を、返礼品を除き、できるだけコストを下げ、実入りを多く残す工夫も大事ではないかと思っております。いかがでしょうか、お伺いいたします。

○会計課長(小嶋 哲也君) 米田議員の御質疑にお答えします。

実入りを多くしたほうが良いということでありますけれども、このシステム利用料にしましては、寄附に併せてのポータルサイトの利用料になりますので、どうしても削ることができませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第68号令和3年度川南町一般会計補正予算（第9号）中、この16ページのふるさと納税関係ですけど、予算分納税の運營業務委託料ですね。ふるさと納税事務委託料なんかあるわけですが、これは返礼に関する予算と思いますが、昨日、都農の町会議員から聞いた話では、町の返礼品の輸送管理、荷役業務に当たっているわけですが、返礼品の量が多過ぎることで、注文と発送品の違いという、そういう障害が起こっておって、大変な事業になったという話を聞いたわけですが、そこら辺の注文と発送品のそういう間違いができないように、係としては、チェック体制を十分にできているのか、お伺いします。

それから、この予算の中で、このシステム関係の予算がようけあるわけですが、この事業者は、全部同じ事業者ですか。別々なんですかね。県外の事業者になるんですか。

○会計課長（小嶋 哲也君） 児玉議員の御質疑にお答えします。

まず、荷役業務委託料173万8,000円ですけども、これは、ワンストップ証明書の発行に係る費用になりますので、です、これは返礼品のほうの郵送料ではなくて、郵送料は通信運搬費のほうで組んでおりまして、こちらの制度の返礼品に伴う経費等、そういったもので、返礼品の価格はもう3割以下ということで、それ以外の経費を含めて5割以下というのは遵守して、ルールの中で行っております。

あと、システムの利用料について、業者は1社かということですけども、先ほど言いましたように、ポータルサイトの利用になりますので、9つあります。

中身を言いますと、ふるさとチョイス、楽天、さとふる、ふるさと本舗、auペイ、ふるさとパレット、JREモール、ふるナビ、ANAという9つのサイトを利用しておりまして、それぞれ手数料が違うんですけども、その実績に併せて計上させていただいております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 質問の意図がわからなかったかしらんけど、品質管理とか、そういう注文と発送が間違わんと返礼品が送られているか、そういうチェック体制はどのようにしているのかという意味ですけど、都農町は、その注文が多過ぎて、そういう間違いが起きて問題になったというようなことがあったわけですが、そういうことが起きると信用を落としますからね。そうならんように、しっかりチェックのほうをお願いしたいという趣旨の質問であります。

このシステムの利用料については、今、楽天やら皆、ああいう事業者に払うお金のようですが、18ページの児童手当システム改修委託料というのがあるわけですが、何にしても、このシステム関係の歳出をめぐって、宮崎県全域に当たるわけで、本町も、若い優秀な人材が、こうしたシステム関係の仕事をするために都会に出ていきよるわけですが、楽天の何でも経営者は、莫大なお金をため込んどるわけですが、今、岸田首相のあれで新資本主義という話があるわけですが、優秀なここらの若い人材が都会に出ていかんように、システム関係の事業を起業、立ち上げさせるような支援をして、そして、創業者や業者一族、重役等は、利益

のほとんどを吸い込んどるわけですが、そういうところじゃないわけえもんがグループでこういう企業を立ち上げて、果実を分配するような仕組みをつくると、町外に出ていかんようになるわけですが、町長はそういうシステム開発会社みたいな等も、事業を立ち上げるような若い人を見つけて、ここへんに会社をつくるために支援かなんかして、優秀な頭脳の若者が町外に流出しないような対策を講じていくようなことを考えてみてもらえんですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） ただいま、議員が言われたとおり、本当に若い方が流出しないて済むようないろんな方策は当然、我々はしっかり考えるべきだと思います。

システムだけに限って言えば、システムという言葉は1個ですが、中身がいろいろありまして、私も、残念ながら素人の側にいる人間だとは思いますが、そこら辺は、できる範囲のことはしっかり、今の若手職員と考えながら進めていきたいと思えます。

○会計課長（小嶋 哲也君） 児玉議員の先ほどの御質疑にお答えします。

チェック体制をとということでしたので、その件に関しましては、やはり、川南町のリピーターとかファンを獲得するためには、品質を確実に確保しないといけないということで、事業者とも、事業者にとりあえず出せばもうかるのではなくて、思いのある返礼品をお願いしますということでやっておりますので、その辺はしっかりチェックしているということで、取り組んでおります。また、委託先の川南BPOとも情報を共有して取り組んでおりますので、その辺のチェック体制は大丈夫かと考えております。

○議員（児玉 助壽君） そのふるさと納税の返礼品については、やっぱり、川南町の信用を落とさないように、常に気をつけて、チェック体制をしっかりとっていただいてもらいたいと思っております。

このシステム、私も全然、コンピューター関係はわからんもんじゃけん、スマホで調べたら、システムとは、法律とか組織とかという意味じゃそうですが、システム改修委託料とか、システムの変更委託料とか、そういうような部分、法律ということじゃったら、法律が変わったらシステムも変わるわけじゃから、システム変更せんならんと思うわけだけど、町の業務を見とっと、もう法律がしょっちゅう変わっているわけですから、システム変更にかかわる仕事はなくならんと思ったけど、今、デジタル化になったから、国が1つでしよるから、これでシステム変更委託料は要らんなるかもしれんけど、システム変更なんじゃったら、この事業を立ち上ぐととやったら、その技術者があれば、そう大きい事務所も要らんと思うわけですが、技術者があれば。その技術のある人が五、六人組んで、小さい事務所を持っていれば、今はオンラインで仕事ができるわけですから。

もう既に、事業費用を見ると、結構大きな事業費になるわけですが、そういう事業費やったら、若い優秀な頭脳のええ人が、果実をうまいと分配すれば、わざわざ、東京の楽天の三木谷君に莫大な利益を与えるため、都会にまで行って働かんでもええがと思とととです。安い給料で。だから、そういう事業所ができるといいがなと思とととです。そういう意欲のある若い者も。どうですか。町で募集したら。

もうちょっと仕事ができる人であれば、県内の首長に顔つなぎぐらいは町長ができるわけですが、それに顔つなぎして仕事をもらうごつすれば、三セク事業でもうかると思うですよ。町が出資して。まして、働く人にええ給料やって、優秀な頭脳が、もっと町外に出ていかんと思うわけですが。私がぼけ老人になってしまいよるかですね、ちっと新しい頭脳を呼び寄せてもらいたいと思っております。そういう計画はありませんか。

○町長（日高 昭彦君） すばらしいアドバイスをありがとうございました。

当然、我々組織として、前に、上に向かって、目標に向かってやっているわけでございます。単純に全てのことが一発でうまくいくことはないかと思いますが、可能性がある以上は、当然、それはやるべきだと思っております。

システムが確かに、システム変更とか高いというのは言えますが、それはやっぱり、それだけのスピード、今まで人件費を10人、20人でかけていたものが、それがいけば、短時間で終わるといういろんな意味のコストでありますし、単純にIT企業と言いますが、本当に多岐にわたっているんだらうと私も想像しますので、そこら辺は、しっかり学びながら進んでいきたいと思っております。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（中津 克司君） 今の関連ですけども、ふるさと納税の返礼品、これの人気商材は何なのか。そして、多くの商材を取り扱う中で、自信を持って送っても、お客さんによっては苦情があるんじゃないかというふうに思います。そのような苦情があれば、どのような苦情が来ているのか、教えていただきたいと思っております。

○会計課長（小嶋 哲也君） 中津議員の御質疑にお答えします。

人気の返礼品ということですけども、大体、若鶏の小分けのパックとか、そういったものは手堅く出ております。あと、肉関係ですね。年間通せばマンゴーとかも出ております。あと、今年は特に目立ったところで言いますと、伊藤園のお茶が出ております。伊藤園のほうは川南の工場のほうでつくっておりますので、出ております。

そして、それらに対するクレーム等はないかという御質疑ですけども、クレームはどうしてもやはり、農畜産物を扱う関係であります。寄附者の認識とこちらの事業者の発送する認識がちょっと違って、クレームが来たりとか、あと、果実でいけば、もうちょっと腐りがあるんじゃないかという発送時期によるクレームもあります。

あと、賞味期限等がちょっと狭いんじゃないかとか、そういったのはありますけども、そういったクレームの対応につきましては、迅速に対応するというのを一番に心がけておまして、それで状況を確認して、謝罪とか事後対応をしております。それを事業者のほうとも情報を共有しまして、実際の内容を確認して対応するというふうにしております。

以上であります。

○議員（中津 克司君） クレームに対する処理が一番肝要かと思っております。その中で、完全にやっておられると思っておりますが、クレームをされた方で、またリピーターとして利用でき

る方がありますれば、わかればお願いします。

○会計課長（小嶋 哲也君） クレームを出された方でリピーターがいるかどうかという御質疑ですけれども、申し訳ありません。そこまではちょっと確認はできておりませんが、その後のレビュー関係では、迅速に対応するようにしておりますので、その辺でしっかり、カバーはできているかと考えております。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第68号一般会計補正予算の第9号ですが、予算書の15、16ページ。財産管理費なんです、委託料、不動産鑑定評価業務委託料、垂門573万1,000円。これ補足説明で、中学校関係、新中学校予定地、新中学校の建設予定地と特定されておりますけれども、これの面積をお尋ねします。

それから、その下、同じく不動産鑑定評価等業務委託料、住吉37万2,000円。この件については、どういった内容なのか、お聞かせください。

それから、21、22ページ。教育費ですが、小学校費、中学校費、それぞれ光熱水費なんです、小学校費が50万円、中学校費が20万円ということで、それぞれの学校ごとに10万円なのかなと思われるんですが、光熱水費、考えられますのが燃料あるいは電気、ガス、水道かなと思うんですが、これ、具体的な内容をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○財政課長（谷 講平君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

不動産鑑定評価等業務委託料、垂門ですが、これは垂門地区になります。補足説明でも説明いたしましたとおり、新中学校建設予定地の周辺の土地、これが、面積が1万7,376.91平方メートルでございます。周辺土地と建物の鑑定評価の委託料を計上するものです。11月に教育委員会から町に対しまして、教育財産の取得の依頼が出されたことに伴いまして、周辺の土地、建物の資産価値を把握し、新中学校の敷地拡張、購入を見据えた検討、模索を行う必要があることから、鑑定評価業務等委託料を計上いたしております。

続きまして、不動産鑑定評価等業務委託料、住吉地区ですが、これは住吉地区でございます町有地を、今現在、株式会社宮崎FCPに貸し付けておりますが、土地を取得したいとの売払い申し出が出されたことに伴いまして、現在の土地・建物の資産価値を把握する必要があることから、鑑定評価業務の委託を計上いたしております。鑑定評価額が把握できましたら、調査を進めて、売却するかどうか、検討を進めていくという考えであります。

以上です。

○教育課長（山本 博君） 川上議員の御質疑にお答えいたします。

小学校、中学校の需用費、光熱費の件で御質疑をいただいております。7校分で70万円の予算を、小中学校で計上しておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症対策のために、これまでに手洗いの励行と窓を開けた中での換気での、そういった状態でのエアコンですね。そういったことでの電気料、水道代がかなり上がっております。その関係で、今後の3月までのを見越した場合に、少し足りないんじゃないかなということで、今回、予算計上して

おります。

以上です。

○議員（川上 昇君） 教育費のほうは承知しました。

財産管理費のほうなんですけど、まず、住吉のほうで売払いということでしたけども、面積をまた後ほど、お聞かせください。

それとその前ですね。垂門のほうなんですけど、面積が1万7,376.91平方メートルというふうに言われたかと思います。1万7,000ということとはいうことは、単純計算で1.7ヘクタールということになるんですが、我々が聞いておりました1.4ヘクタールよりこっちのほうが多いというのがちょっと理解できないのが1つ。

そして、そもそもですね、我々議会は新中学校で、あの土地であれば、新しく土地を求めることはないんだよという説明を聞いておりました。ここに来て、今まで主張されていた土地より多い面積を購入するというのは、非常にもう理解できないんですけど、それについてお聞かせください。

○教育課長（山本 博君） 川上議員の御質疑にお答えしたいと思います。

土地の購入の件でありますけど、まず、学校規模適正化審議会の中でも、この附帯意見として、土地の拡張の件が載っております。拡張が望ましいんでないかということでありました。

これを踏まえまして、教育委員会のほうで臨時教育委員会を開きまして、この土地の購入の件について審議をしたところであります。その結果、やはり土地を購入したほうがよいという教育委員会としての結論が出ましたので、町長のほうに、その旨、依頼をしたところであります。

以上です。

○財政課長（谷 講平君） 川上議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、住吉地区の鑑定評価の件でございますけど、住吉地区の面積をとということでございました。面積が2万4,672平方メートルでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） 住吉の面積については承知しました。

垂門のほうなんですけど、1万7,376.91平方メートル、ここにそういう状況になったという状況についてはお聞きしましたけども、そうしますと、ここで言うことではないのかもしれませんが、我々が聞いてました、議会で説明があったこととは全く内容が違うということです。

1つ確認させてください。これは、場所はどこでしょう。それから相手先、もちろん民有地なんだろうけども、いわゆる、善良な町民さんから分けていただくということなんですけど、話のほうは問題なく進んだことなんだろうかと。そこをお聞かせください。

○教育課長（山本 博君） 再度、川上議員の御質疑にお答えいたします。

場所につきましては、町立図書館の南側になります。中央保育所の、まだ南のほうになります。

ます。土地の所有が、3人の方が所有をされています。ただ、今現在は本人さんとはお話を、少しだけさせていただいておりますが、まだ、お幾らになるとか、そういったのは全然わかりませんので、そういう時期が来たときには、お話をさせてもらえますかというような程度のお話だけはさせていただいております。

以上です。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はございませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第68号川南町一般会計補正予算（第9号）について、ちょっと2点ほど伺います。

歳出のほうの2款の総務費ですが、新婚家庭生活支援助成金、定住促進持家助成金の増額の件数、見込み件数が分かれば教えていただきたいと思います。

それから、ふるさと納税展開事業の中で、5億円が歳入の寄附金として見込まれて、合計に対する歳出が出ているわけですが、ふるさと納税の業務にかかわる、庁舎内で業務にかかわる職員の方がいれば、人数を教えていただきたいと思います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

新婚家庭家賃助成につきましては、令和3年12月2日現在で、想定より多い18組の申請を受けているところです。これがまだ、今年度は3月までありますので、ちょっと足りないかもしれないということで、予算計上させていただいているところです。

持家取得助成につきましてはですが、令和3年12月2日現在で、申請件数は18件なんですけど、3月までに完成する予定の事前申込数が別途22件あります。これにつきましても、年度内完成ができれば、申請が上がってくるものと思われまますので、これについても、実績見込みに伴います予算の計上ということになっております。

以上です。

○会計課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質疑にお答えします。

ふるさと納税に係る職員の数ということですが、正職員が2名、あと、会計年度任用職員が2名となっております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 定住促進、新婚家庭の補助ということで、結局、40軒の家が川南に建てられると。本当にあちこちで今、家ができていなの確認ができたような感じです。これはもうこれで、どんどん告知をしていただいて、私が言われたのは、新富の100万円はよく言われるけど、川南の家賃補助、新築の補助は余り聞かれないよねと言われるので、ぜひ、これが本当にね、地域活性化になるわけですので、告知をしていただきたいなと思っております。

ふるさと納税、5億円増えますが、この中は全て外注委託にする経費ですね。例えば、ふるさと納税事務委託料、これセンコービジネスに対して、売上に応じた経費として計上されるという、ふるさと納税額に応じた、リンクした金額ですが、職員さんが任用外といっても、

業務に、5億円増えることに対しての業務に別に、そんなに煩雑になる、例えば、人を1人増やすとかいう世界ではないという確認でよろしいのでしょうか。

○会計課長（小嶋 哲也君） 5億円の業務に対しての職員の業務量ということでよろしいですかね。

業務量に関しましては、マンパワーが必要な分に関しましては外部委託しておりますので、そちらのほうでやっております。あとどうしても、これから年末に向けて業務は多くなりますけども、毎年、どうしても12月は多くなりますので、職員を増やしてまでという体制ではないということと考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 3問目の最後になるので、今さらの確認ですが、庁舎内のふるさと納税係の職員がされている業務と外部委託している業務、結局、例えば、納税をしますという情報が役場のほうに入って、それを結局、自分の御希望の返礼品を、それをそのままリンクして、センコービジネスのほうに情報を渡して、そこからがセンコーの仕事であるのかな。

だから、どういう業務を庁舎内の方がされていらっしゃるのかと。だから、どんなにふるさと納税が増えたとしても、当初の予算どおりの人件費で済むということであれば、そこらあたり、業務のすみ分けがちょっとわからないので、詳しく教えていただくと助かります。

○会計課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質疑にお答えします。

業務のすみ分けということでもありますけども、センコービジネスのほうに委託しておる業務に関しましては、発注管理の固定化した基本的な部分ということで、具体的には、各ポータルサイトで受け付けされた寄附情報を一括して管理するためのデータの取り込みとか、寄附者からのキャンセル、送付先変更、発送時期の調整、クレームなどなど、あと、返礼品を扱う事業者の取りまとめ、また、ポータルサイトへの返礼品の登録、変更手続き、こういったものになるんですけども、この中では、職員が兼ねているものもあります。

内容の程度の低いものというか、簡単な軽微なものに関しては、もう委託先のほうにお願いしていますけども、それ以外に、やはり、こちらがねらう商品を広告していくという場合は職員のほうでやっております。そういったすみ分けで業務のほうをお願いしております。

○議長（中村 昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は各所管事項別に、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第8「議案第69号令和3年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 昭人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 昭人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は文教産業常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆様、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午後1時59分閉会
